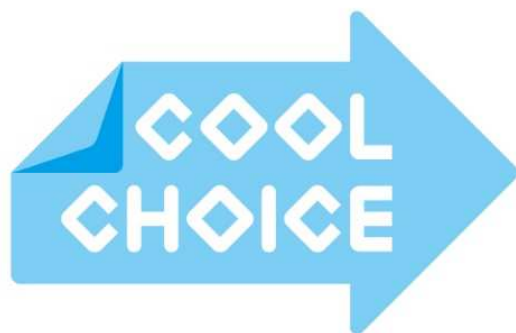


グリーン購入 調達ガイドライン (案)



未来の
ために、
いま選ぼう。

平成30年 4 月
旭 川 市

目 次

グリーン購入とは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
本ガイドラインについて・・・・・・・・・・	1
環境ラベルとは・・・・・・・・・・・・・・・・	1
ガイドラインの見方・・・・・・・・・・	2
紙類・・・・・・・・・・・・・・・・	3
文具類・・・・・・・・・・・・・・・・	4
OA 機器等・・・・・・・・・・・・・・・・	5
環境ラベル紹介・・・・・・・・・・	6

●グリーン購入とは

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する前にまずその必要性を十分考え、購入する場合は、価格・機能・デザインなどの判断要素に、環境という視点を加えて、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを環境負荷の低減に努めている事業者から購入することです。

今日の環境問題は、大量生産・大量消費・大量廃棄型を前提とした経済の構造がその原因となっており、その解決には、経済の構造そのものを環境負荷の少ない「持続的発展が可能な社会」に変革していくことが必要との考えから、平成12年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」が制定されました。

この法律では、地方公共団体においても環境物品の調達方針を定め、その調達の推進に努めることとされています。本市としても、地域社会における大規模消費者の立場から、その事務事業を行うにあたって、自ら市民に率先して、環境に配慮した物品等の調達(グリーン購入)に努め、地域における環境物品等の需要の底上げを行うことで、持続可能な社会構造への転換に寄与するため、毎年、「旭川市グリーン物品調達方針」を定めています。

●本ガイドラインについて

平成29年度、グリーン購入事業への支援(環境省事業)を受け、グリーン購入のさらなる普及啓発のため、「グリーン購入 調達ガイドライン」を作成しました。

判断基準については、今までは環境省が毎年度変更及び見直しを行う「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を準用していましたが、旭川市独自の基準に変更しております。また、環境ラベルの一覧も掲載しましたので、グリーン購入実施の際の参考にしていただければと思います。

●環境ラベルとは

製品やサービスの環境側面について、製品や包装ラベル、製品説明書、技術報告、広告、広報などに書かれた文言、シンボル又は図形・図表を通じて購入者に伝達するものをいいます。

(環境省 ホームページ「環境ラベル等データベース」

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/c01_04.html より)

●ガイドラインの見方

判断基準
この条件を満たすものが旭川市のグリーン購入に適合する物品です。


































配慮事項
旭川市のグリーン物品の要件ではないが、物品調達にあたり、更に考慮することが望ましい事項です。

重点品目
分類のうち、どの品目が該当するか記載しています。「参考となるマーク」が記載された商品であれば判断基準を満たします。











紙類

判断基準	次のいずれかの条件を満たせばグリーン購入適合調達と見なします。 <印刷・情報用紙> 1 エコマーク認定商品であること 2 グリーン購入適合の総合評価値が80以上であること 3 古紙パルプを配合していること 4 環境に配慮した原料を使用していること <衛生用紙> 1 エコマーク認定商品であること 2 古紙パルプ配合率が100%であること	
配慮事項	> 古紙パルプ配合率が可能な限り高いこと > できる限り簡易包装されていること > トイレトペーパーはロール芯が狭い、シングル巻、芯なしタイプであること	
重点品目	印刷・情報用紙 <情報用紙> ・コピー（PPC）用紙 [枚] 主な用途：OA機器からの印刷など ・フォーム用紙 [枚] 主な用途：請求書、利用明細書など ・インクジェットカラープリンター用差工紙 [枚] 主な用途：チラシ、ポスターなど <印刷用紙> ・印刷用紙 [枚] 主な用途：書籍、雑誌、ポスター、カタログ、チラシなど	参考となるマーク 
	衛生用紙 ・トイレトペーパー [ロール] ・ティッシュペーパー [枚]	参考となるマーク 








紙類

<p>判断基準</p>	<p>次のいずれかの条件を満たせばグリーン購入適合調達と見なします。</p> <p><印刷・情報用紙></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グリーン購入法適合商品であること。 2 エコマーク認定商品であること 3 森林認証材や間伐材等の環境に配慮した原料を使用していること 4 古紙パルプを配合していること <p><衛生用紙></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 エコマーク認定商品であること 2 古紙パルプ配合率が100%であること 						
<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 古紙パルプ配合率が可能な限り高いこと ➤ できる限り簡易包装されていること ➤ トイレットペーパーはロール芯が狭い、 ➤ シングル巻、芯なしタイプであること 						
<p>重点調達品目</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="403 996 459 1568"> <p>印刷・情報用紙</p> </td> <td data-bbox="467 996 1061 1568"> <p><情報用紙></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー（PPC）用紙 [枚] 主な用途：OA 機器からの印刷など ・フォーム用紙 [枚] 主な用途：請求書、利用明細書など ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 [枚] 主な用途：チラシ、ポスターなど <p><印刷用紙></p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷用紙 [枚] 主な用途：書籍、雑誌、ポスター、カタログ、チラシなど </td> <td data-bbox="1069 996 1468 1568"> <p>参考となるマーク</p>  <p>グリーン購入法適合</p> <p>カタログ等により表現方法が異なります。（G法など）</p>  <p>エコ商品ねっと</p> <p>カタログ等により「GPN」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p>  <p>エコマーク</p>  <p>間伐材マーク</p>  <p>R100 Rマーク</p>  <p>PEFC認証</p>  <p>FSC認証</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="403 1568 459 1930"> <p>衛生用紙</p> </td> <td data-bbox="467 1568 1061 1930"> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー [ロール] ・ティッシュペーパー [枚] </td> <td data-bbox="1069 1568 1468 1930"> <p>参考となるマーク</p>  <p>グリーン購入法適合</p> <p>カタログ等により表現方法が異なります。（G法など）</p>  <p>エコ商品ねっと</p> <p>カタログ等により「GPN」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p>  <p>R100 Rマーク</p>  <p>エコマーク</p> </td> </tr> </table>	<p>印刷・情報用紙</p>	<p><情報用紙></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー（PPC）用紙 [枚] 主な用途：OA 機器からの印刷など ・フォーム用紙 [枚] 主な用途：請求書、利用明細書など ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 [枚] 主な用途：チラシ、ポスターなど <p><印刷用紙></p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷用紙 [枚] 主な用途：書籍、雑誌、ポスター、カタログ、チラシなど 	<p>参考となるマーク</p>  <p>グリーン購入法適合</p> <p>カタログ等により表現方法が異なります。（G法など）</p>  <p>エコ商品ねっと</p> <p>カタログ等により「GPN」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p>  <p>エコマーク</p>  <p>間伐材マーク</p>  <p>R100 Rマーク</p>  <p>PEFC認証</p>  <p>FSC認証</p>	<p>衛生用紙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー [ロール] ・ティッシュペーパー [枚] 	<p>参考となるマーク</p>  <p>グリーン購入法適合</p> <p>カタログ等により表現方法が異なります。（G法など）</p>  <p>エコ商品ねっと</p> <p>カタログ等により「GPN」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p>  <p>R100 Rマーク</p>  <p>エコマーク</p>
<p>印刷・情報用紙</p>	<p><情報用紙></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー（PPC）用紙 [枚] 主な用途：OA 機器からの印刷など ・フォーム用紙 [枚] 主な用途：請求書、利用明細書など ・インクジェットカラープリンター用塗工紙 [枚] 主な用途：チラシ、ポスターなど <p><印刷用紙></p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷用紙 [枚] 主な用途：書籍、雑誌、ポスター、カタログ、チラシなど 	<p>参考となるマーク</p>  <p>グリーン購入法適合</p> <p>カタログ等により表現方法が異なります。（G法など）</p>  <p>エコ商品ねっと</p> <p>カタログ等により「GPN」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p>  <p>エコマーク</p>  <p>間伐材マーク</p>  <p>R100 Rマーク</p>  <p>PEFC認証</p>  <p>FSC認証</p>					
<p>衛生用紙</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレットペーパー [ロール] ・ティッシュペーパー [枚] 	<p>参考となるマーク</p>  <p>グリーン購入法適合</p> <p>カタログ等により表現方法が異なります。（G法など）</p>  <p>エコ商品ねっと</p> <p>カタログ等により「GPN」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p>  <p>R100 Rマーク</p>  <p>エコマーク</p>					

文房具

判断基準	<p>次のいずれかの条件を満たせばグリーン購入適合調達と見なします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グリーン購入法適合商品であること 2 エコマーク認定商品であること 3 消耗部分を交換・補充できること 4 消耗部分の交換品、補充品であること 5 再生材を使用していること 6 環境に配慮した原料（間伐材、バイオプラスチック等）を使用していること 7 「エコ商品ねっと」掲載商品であること 	
配慮事項	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 古紙パルプ配合率、再生プラスチック配合率が可能な限り高いものであること ➤ 製品の包装は可能な限り簡易であるもの 	
重点調達品目	<p>筆記具</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャープペンシル [本] ・シャープペンシル替芯 [ケース] ・ボールペン [本] ・マーキングペン [本] 	<p>参考となるマーク</p>  <p>カタログ等により表現方法が異なります。(G法など)</p>  <p>カタログ等により「GPNJ」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p>  <p>エコマーク</p>
	<p>ファイル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファイル [冊] 	<p>参考となるマーク</p>  <p>カタログ等により表現方法が異なります。(G法など)</p>  <p>カタログ等により「GPNJ」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p>  <p>エコマーク</p>
	<p>紙製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務用封筒（紙製） [枚] ・窓付き封筒（紙製） [枚] ・タックラベル [冊] ・インデックス [袋] ・付箋紙 [個] 	<p>参考となるマーク</p>  <p>カタログ等により表現方法が異なります。(G法など)</p>  <p>カタログ等により「GPNJ」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p>  <p>グリーンマーク</p>  <p>エコマーク</p>

○ A 機器等

<p>判断基準</p>	<p>次のいずれかの条件を満たせばグリーン購入適合調達と見なします。</p> <p><○ A 機器></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グリーン購入法適合商品であること 2 エコマーク認定商品であること 3 省エネ基準達成率 100% 以上のもの ( 緑色のマークがついている) 4 国際エネルギースタープログラムの基準を満たすもの 5 PC グリーンラベル表示があるもの 6 再生プラスチックを使用していること 7 「エコ商品ねっと」掲載商品であること 	
<p>配慮事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 修理体制が充実していること ➤ 再生材料が多く使われていること ➤ 鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤 (PBB、PBDF) を極力含まないこと ➤ 紙の削減ができる印刷機能がついていること (両面印刷機能等) 	
<p>重点調達品目</p>	<p style="text-align: center;">○ A 機器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー機 [台] ・複合機 [台] ・拡張性のあるデジタルコピー機 [台] ・電子計算機 (パソコン) [台] ・プリンタ [台] 	<p>参考となるマーク</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 10px;"> <div data-bbox="1040 1160 1327 1220">  <p>グリーン購入法適合 カタログ等により表現方法が異なります。(G法など)</p> </div> <div data-bbox="1040 1249 1327 1321">  <p>エコ商品ねっと カタログ等により「GPNJ」、「エコ商品ねっと」、「GPNデータベース」といった表記があります。</p> </div> <div data-bbox="1040 1344 1220 1422">  <p>エコマーク</p> </div> <div data-bbox="1040 1444 1260 1512">  <p>省エネラベル ・緑色は基準達成 ・橙色は基準未達成</p> </div> <div data-bbox="1040 1534 1276 1601">  <p>国際エネルギー スタープログラム</p> </div> <div data-bbox="1040 1635 1252 1691">  <p>PCグリーンラベル</p> </div> </div>

環境ラベル紹介

●重点調達品目の環境ラベル

- ・グリーン購入法適合商品



グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）の特定調達物品に適合する（判断基準を満たす）物品です。カタログや事業者により「グリーン法」、「G法」など表現方法が異なります。

- ・エコ商品ねっと（カタログにより表現が異なります）

<http://www.gpn.jp/econet/>参照。このホームページのガイドライン適合と書かれているものが旭川市でも適合商品となります。



ライフサイクル全体を考慮した商品の環境情報を掲載しており、「GPNグリーン購入ガイドライン対応商品」、「エコマーク認定商品」、「グリーン購入法適合商品」など、様々な視点で環境に配慮した商品を一つの表で多角的に比較することができる、環境の総合的な検索サイトです。市場で売られている約1万5千点の商品を取り扱っています。（環境ラベル等の紹介ページより）

- ・エコマーク



エコマークは、様々な商品（製品及びサービス）の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

- ・Rマーク



「Rマーク」は、古紙パルプがどのくらい配合されているのかが一目で判るようにしたもので、申請や届出は不要で、誰でも自由に無料で使用できます（正しい数値を使用する等の注意はあります）。

・グリーンマーク



グリーンマークは、古紙利用製品の使用拡大を通じて古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として公益財団法人古紙再生促進センターが1981年5月に制定したマークです。

・FSC認証



FSCの森林認証制度は、森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行なわれているかどうかを、信頼できるシステムで評価し、それが行なわれている森林を認証します。

・PEFC認証



各国政府が定めた政府間プロセスと呼ばれる持続可能な森林管理のための基準に則って森林の管理が実施されていることを第三者が認証する「森林管理認証」、および、木製品や紙製品に関して森林管理認証を受けた森林から生産された木材を原料として一定の割合以上に使用していることがその生産、加工、流通の各段階で検証されていることを第三者が認証する「生産物認証（CoC）」を行います。（環境ラベル等データベースより）

・間伐材マーク



間伐材を用いた製品に表示することが出来るマークです。間伐の推進及び間伐材の利用促進等の重要性をPRするとともに、消費者の製品選択に資するものです。マークの使用には普及啓発での使用と間伐材製品への使用の2種類あります。日本の森林資源の保続培養、森林生産力の増進を図ることを目的とした協同組合である全国森林組合連合会が運営する制度です。（環境ラベル等データベースより）

・省エネラベリング制度



(左) 橙色 (右) 緑色

2000年8月にJIS規格として導入された表示制度で、エネルギー消費機器の省エネ性能を示すものです。これは、省エネ法等に基づきメーカーが製品やカタログに表示している情報を元にしていきます。

この省エネラベルでは、家電製品やガス石油機器などが国の定める目標値(トップランナー基準=省エネ基準)をどの程度達成しているか、その達成度合い(%)を表示しています。基準を達成している(100%以上)ものは緑色のマーク、基準を達成していない(100%未満)ものはオレンジ色のマークで表されます。

・国際エネルギースタープログラム



「国際エネルギースタープログラム」は、世界7カ国・地域で実施されているオフィス機器の国際的省エネルギー制度です。製品の稼働、スリープ、オフ時の消費電力などについて、省エネ性能の優れた上位25%の製品が適合となるように基準が設定され、この基準を満たす製品に右記の「国際エネルギースターロゴ」の使用が認められています。

・PCグリーンラベル



環境にやさしいパソコンを購入したいというお客様の選択の目安となるよう、パソコンメーカーの団体である一般社団法人パソコン3R推進協会が運営するパソコンの環境ラベル制度です。「環境(含3R)に配慮した設計・製造がなされている」、「使用済み後も、リユース・リサイクル処理が適正になされている」、「環境に関する適切な情報開示がなされている」の3つのコンセプトから構成されています。

●その他の環境ラベル

- ・ 自動車の燃費性能の評価及び公表



自動車の燃費性能を示すマークで、省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に基づく燃費基準を達成しているもの及び同基準を5%以上、10%以上、15%以上、20%以上および25%以上を上回る燃費性能を有するものにステッカーを表示しています。（環境ラベル等データベースより）

- ・ 低排出ガス車認定



自動車の排出ガス低減レベルを示すもので、自動車製作者の申請に基づき国土交通省が認定している制度です。

- ・ 低燃費タイヤラベリング制度



タイヤの転がり抵抗性能とウェットグリップ性能を組み合わせたグレーディングシステム（等級制度）を確立し、ある一定値を満たすタイヤを低燃費タイヤとして定義づけると共に、消費者に対し適切な情報提供をするラベリング（表示方法）の制度

・エコ・ユニフォームマーク



グリーン購入法の特定調達品目に指定された「制服・作業服」の判断基準が再生PET樹脂から得られるポリエステルが製品全体の重量比で10%以上使用されること」となっていますが、「日被連エコ・ユニフォームマーク」を付けられる製品の基準もこのグリーン購入法の判断基準と同一です。

・PETボトルリサイクル推奨マーク



PETボトルのリサイクル品を使用した商品につけられるマークです。PETボトルメーカーや原料樹脂メーカーの業界団体であるPETボトル協議会が運営する制度です。

編集 旭川市環境部新エネルギー推進課

電話 直通 (0166) 25-9724

代表 (0166) 26-1111

内線 5256 5257

FAX (0166) 29-3977

《平成 年 月 発行》